

共通到達度確認試験の実施について

2021年1月5日 法曹養成専攻長

緊急事態宣言の発令が検討されている状況ではありますが、共通到達度確認試験については、予定通り、2021年1月10日（日）の午後に法文2号館31番教室で実施いたします。受験予定者は、当日の12時40分までに教室に集合するようにして下さい。

試験の実施に際しては、受験者間の間隔を十分に確保するなど、感染防止対策を徹底する予定です。教室では必ずマスクを着用するようにして下さい。また、37.5度以上の発熱があるなど、健康管理フォームで【自宅待機等】と判定された方は受験することができません。この場合には、法科大学院便覧8ページの「やむを得ない事情がある場合」として取り扱いますので、1月18日(月)までに健康管理報告の応答メール（当日試験前の時刻に受信したもの）を大学院チーム（jin.j@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）に転送するとともに、メール本文に当日の健康状態を追記して下さい。